

議会運営委員会書記録

令和7年(2025年)1月17日(金)
第3委員会室

◎ 出席者

◇~~委員長 伊藤 治~~

副委員長 久保田 茂

委員 大和田 哲、大田 ちひろ、和泉田 宏幸、小林 成好

横井 聖美、清田 巳喜男、後藤 孝江、白川 秀嗣

松島 孝夫

◇議長 島田 玲子

◇委員外議員 瀬賀 恭子副議長

◇傍聴議員 なし

◇事務局 松村局長、藤浪課長、倉田主幹、東條主幹、高橋主幹、村田主幹
長谷部主査

○ 開会前(9:28)

- ・ 伊藤委員長から欠席届が提出されており、久保田副委員長が委員長の職務を行う旨報告された。

○ 開会(9:28)

◇ 議長あいさつ及び諮問

- ・ 付議事件の委員会付託について

○ 諸般の報告

◇ 委員の欠席について

伊藤委員長が欠席する旨、報告された。

◇ 付議事件について《課長報告》

市長から提出された議案は、補正予算議案1件である。

◇ 議案説明会について《課長報告》

議案説明会は、議員会終了後に第1委員会室を会場に行い、説明時間については概ね5分と伺っている。

○ 議事

◇ 会期予定及び付議事件の委員会付託について《課長説明》

まず、会期については、1月24日（金）の1日間で編成している。臨時会の付議事件については、申合せ事項の臨時会の運営関係に基づき議事を進め、委員会付託は省略することとなる。具体的な議事の進め方は、申合せにより、提案説明の後、議案審査のための休憩を挟み、質疑を行い、委員会付託は省略し、続いて、討論通告のための休憩を挟み、討論、採決となる。また、2回の休憩は、先例により議場外休憩とし、慣例により、それぞれ概ね30分としているが、2回目の討論通告のための休憩については、概ね10分を目途に事務局で各会派に討論の有無を確認させていただきたいと考えている。なお、討論の通告については、事務局から各会派へ報告する。また、議案の質疑は、臨時会においては通告書の提出は行わず、質疑がある議員は挙手により質疑していただくことになる。改めて、会期予定（案）に沿って説明させていただくと、午前10時に開会、開議、諸般の報告、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、市長提出議案の上程、提案理由の説明を行い、質疑、委員会付託省略、討論、採決を行い、閉議、市長あいさつ、閉会となる。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、事務局説明のとおり決定された。

◇ 「議会に係る手続等のオンライン化・デジタル化」について《課長説明》

★副委員長 本件については、12月定例会告示日の会議において、具体的な送受信の手法を決定したところである。その上で、請願・陳情については、電子申請による手続きを可能としていることから、実際の画面については、あらためて確認することとしていた。まずは事務局から説明させる。

★課 長 「請願・陳情の提出方法」に沿って説明する。本件は、これまでの書面提出に加え、市の電子申請・届出サービスを利用し、オンラインによる提出も可能となるものであり、そのフロー図について示している。書面の提出では、署名または記名押印をしていただく必要があり、請願の場合、紹介議員も署名または記名押印をすることになるが、電子申請では市の電子申請・届出サービスの利用者登録をしたうえで、申請事項を入力していただくことで提出となる。また、紹介議員には請願者があらかじめ面談、電話、メール等の方法により了承をいただき、電子申請後に事務局から紹介議員に確認を取る流れとなる。次に、具体的な入力方法について、「請願の入力フォーム（案）」に沿って説明する。資料1枚目が「越谷市議会への請願の提出」手続きに係る説明画面となる。提出にあたっての注意事項等をご案内するとともに、ページ下部にて申請者用ダウンロードファイルが表示され、資料2枚目の「個人情報に関する

同意書」がダウンロードできる。次に、資料3枚目以降の入力フォームにて、請願の件名、請願の要旨、請願の理由を入力し、請願に係る参考資料がある場合には添付していただく。次に、紹介議員の氏名、了承をいただいた日付を入力していただく。なお、複数の方が紹介議員となる場合には、全ての方にご了承いただいた日を了承日として入力していただく。次に、請願者の郵便番号、住所、氏名、ふりがな、日中連絡がつく電話番号、メールアドレスを入力していただく。また、請願者が複数いる場合には「申請者以外の申請者の有無」を「あり」にしていただき、申請者以外の請願者の住所・氏名、連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレスを入力していただくとともに、申請者以外の請願者の方の「個人情報の取扱いに関する同意書」の写しを添付していただく。次に、署名簿がある場合には、「あり」を選択していただき、署名簿の写しを添付していただく。次に、参考人として、委員会に出席し、説明等を希望する場合には、「あり」を選択していただき、出席を希望する方の氏名を入力していただく。また、その他連絡事項として入力できる欄を設けている。最後に、確認事項として、入力内容の確認について申請者の個人情報の取扱いに関する同意について、また、申請者以外の請願者がいる場合は、申請者がほかの方の同意を得て申請することについて、さらに、署名簿がある場合は、署名簿を添付し、請願を提出すること、及び、署名者への意思確認をしていることについて、チェックボックスを設けている。

次に、「陳情の入力フォーム（案）」をご覧いただきたい。請願の提出同様、利用者登録をしていただいたうえで、陳情者の情報等必要事項を入力していただく。また、陳情書については、その写しを各議員に配付することから、記載例を参考に陳情書を作成していただき、そのデータを添付していただくことを考えている。

- | | |
|-------|--|
| ☆白川委員 | インターネットで署名を集めた場合の対応方法は。 |
| ★課長 | 集めた署名をPDFデータ等に変換したうえで添付していただくなどの対応をしていただきたい。 |
| ☆横井委員 | 電子申請で請願書を提出した場合、申請者は申請した事実を確認できるか。 |
| ★課長 | 電子申請で請願を提出した場合、登録してあるメールアドレス宛に、 |

申請が到達した旨の返信が行くようになっている。

★副委員長 本件については、一度各会派で検討いただき、次回の議会運営委員会で改めて協議することによいか。

※ 委員全員異議なく、そのように決定された。

◇ 政務活動費の運用の見直しについて

- ・ 耐用年数について 耐用年数の上限を任期内とすることについて

★副委員長 本件については、備品等をやむを得ず処分する場合や、継承する場合の新たなルールについて、越谷刷新クラブと事務局とで調整することとなっていた。まずは事務局から説明させる。

★課 長 前回の議会運営委員会において「会派が消滅した場合に、任期を超えて購入品を有効活用するルール案」について、提案会派である越谷刷新クラブと事務局とで調整し、お示しすることとなっていたため、その内容を説明する。主な内容としては、お手元の新旧対照表の２ページを参照いただきたい。Aの充当方法により、備品等の購入時に政務活動費を一括充当していた場合で、会派が消滅した場合等において、ただし書として「他の会派又は会派に所属しない議員への継承など議会内で有効活用を図る場合はこの限りでない」の一文を加えている。これにより、残存価値がある場合の対応として、これまでは返金のみであったところ、議会内で有効活用することにより返金に代えることも可能とするものである。さらに、１ページには、これまでの協議で意見があった、備品等が故障する事態も想定し、そのような場合にはその事情について証明する書類を可能な限り整備し、備品管理台帳に添付するものとしている。これも含めてご協議いただきたいと考えている。

☆白川委員 残存価値があってもなくても、有効活用するということか。内容についてもう一度確認したい。

★課 長 今回説明したのは、残存価値がある場合の対応についてである。これまでの運用では、残存価値がある場合、所定の計算式で算出された額について返金するなどの対応が必要となっていたが、新たに「他の会派又は会派に所属しない議員への継承など議会内で有効活用を図る場合はこの限りでない」の一文を加えることによって、返金ではなく、議会内で有効活用を図る方法も選択することができるようにする。

☆小林成好委員 例えば、パソコンを購入し、耐用期間以前に議員の身分を喪失した場

合、残存価値の算出方法により出された額を返金し自身の所有物とするか、あるいは議会に預けるか、いずれかの方法が選択できるようにするということか。

★課長 そのとおりである。

★副委員長 本件については、説明内容を含め、一度会派に持ち帰り、次回以降、協議を行うことでよいか。

※ 委員全員異議なく、そのように決定された。

◇ 市議会の個人情報保護条例及び条例施行規程の一部改正について《課長説明》

まず、12月定例会質疑日の会議において配付した全国市議会議長会作成の改正に関する資料のうち「施行規程（例）新旧対照表」については一部訂正があったと後日通知があったため、改めて「施行規程（例）新旧対照表」を配付しているため、差し替えをお願いしたい。

それでは、改正内容について「越谷市議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表」に沿って説明する。今回の改正は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「番号利用法」の改正、及び、拘禁刑創設に伴う改正となり、全国市議会議長会から示された（例）を参考に作成している。なお、拘禁刑創設に伴う罰則規定の改正に係る検察庁との事前協議については、執行部で一括して依頼し、令和6年11月28日付でさいたま地方検察庁から「指摘すべき問題点はない」との回答を得ている。主な改正内容であるが、番号利用法第2条に第8項が新設されることにより、項番号が順次繰り下げられることに対応するため、条例中第2条第10項に規定する番号利用法「第2条第8項」を「第2条第9項」に、第12条第5項の表中、第38条第1項第1号に関する読み替え規定において、番号利用法「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。次に、7ページ及び8ページになるが、第53条から第55条の「懲役」については、刑法等の改正に伴い「拘禁刑」に改める。次に、4ページに戻り、第18条第2項、次の第27条第2項、次の第31条第2項、次の第32条第3項、次の第38条第1項及び第2項、次の第39条第3項中の「以下この章において」という定義規定については、あえて特定する必要性や使用箇所を指定する必要性が低いことから、すべて「以下」のみで整理したほか、個人情報保護法の規定に合わせるなど、条文の整備を行う。なお、この条例は令和7年4月1日から施行するが、拘禁刑創設に伴う罰則に係る改正規定は令和7年6月1日から施行していく。

次に、「越谷市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程新旧対照表」に沿って説明する。健康保険証や運転免許証のマイナンバーカードとの一体化に係る関係施行令及

び施行規則の一部改正に伴う改正となり、こちらも全国市議会議長会から示された（例）を参考に作成している。主な改正内容であるが、第3条の個人識別符号の規定において、健康保険証の廃止に伴い、関係施行令や施行規則に規定する内容に合わせた改正を行うほか、第3条第10号において運転免許証とマイナンバーカードの一体化に伴い、施行令の規定に合わせて「免許情報記録の番号」を追加する。次に、第10条第1号については施行令の改正に対応するため、健康保険証の廃止に伴い、本人確認書類から健康保険証を削除するものである。なお、マイナンバー法等の一部改正の経過措置により、最大1年間は健康保険証が有効とされており、有効期限内の健康保険証は、この号の最後に規定のある「その他の法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの」として、本人確認手段の1つとして引き続き利用可能と解されるところである。また、資格確認書についても同様の取扱いとなる。次に、第1号様式「開示請求書」、第10号様式「訂正請求書」、第16号様式「利用停止請求書」についても、本人確認書類から健康保険証を削除する。このほか、条例と同様に個人情報保護法の規定に合わせるなど、規定の表現等条文の整備を行う。

なお、運転免許証とマイナンバーカードの一体化に係る規定は、令和7年3月24日から施行し、そのほかの改正規定は公布の日から施行する。

★副委員長 本件については、説明内容を含め、一度会派に持ち帰り、次回以降、協議を行うことでよいか。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、そのように決定された。

◇ 議会活性化等について

1 議会のICT活用について

・ オンライン会議の導入を目指す取組について

★副委員長 本項目については、セキュリティポリシー等の策定状況を含めて、議会運営委員会行政調査で調査することとしているため、本調査を踏まえて、次回以降協議していきたいと考えている。

2 3月定例会における一般質問の実施について

★副委員長 本件について、令和7年3月定例会では、代表質問のみを実施することとなっているが、令和8年3月定例会以降の取扱いについては継続協議となっていた。これまでの意見では、一般質問に変更するという意見のほか、代表質問に加えて一般質問を実施するという意見、選択制を導入するという意見があった。前回までの意見からの変更や新たな意見等

はあるか。

☆松島委員 選択制については、双方の意見を踏まえて提案させていただいたが、選択制について反対している会派の意見について確認したい。

☆清田委員 会派の中でも意見がまとまっていない状態であるが、会派の協議の中では、選択制にした場合、一般質問と代表質問が混在することとなり、そのときに公平性を担保できるか疑問がある。一般質問と代表質問では、発言時間だけではなく、様々な違いがある。どう整合性を図っていくか。そういったことがあり、会派の中では意見がまとまっていない。

☆和泉田委員 これまで話したとおりであるが、基本的に現行どおりの方法でよい。しかし、代表質問に一般質問を加える場合は、会派の所属人数によって時間の割り当てをする、あるいは代表質問の時間を1時間にするなど、持ち時間について検討していく必要があると考えている。選択制については賛成でも反対でもないが、選択制については議題の前提が異なるものになっていると感じている。

☆松島委員 どうしても代表質問を実施したいという会派がいる一方、一般質問でよいという会派があり、意見が分かれている状態であったため、双方の意見を尊重して選択制の提案をした。代表質問に重きを置いている会派があれば、代表質問を選択していただき、それ以外の会派は一般質問を選択するという方法のほうが公平であると考えており、妥協案的な形で提案させていただいた。反対している会派については、懸念している部分を具体的に言っていただければ、解決のための協議ができると考えるため、再度反対している会派の意見を伺いたい。

☆和泉田委員 そこについては現状ではまだ結論は出ていない。

☆後藤委員 会派での意見はまとまっていないが、選択制にした場合、時間の割振りや、代表質問の時間の考え方など、課題があると感じており、選択制にするのであれば、そのあたりを解決していく必要があると感じている。

☆大和田委員 当会派は代表質問を2時間実施したいと考えており、選択制にした場合は、日程について課題があると考えているが、選択制のメリットがあるということであれば、お聞きをして、会派で検討させていただきたい。

☆白川委員 公平性が担保できないという会派の意見をもう少し詳細にお聞きしたい。

☆清田委員 現状代表質問2時間、一般質問1時間の選択制にした場合、時間的な

割振りを含めてしっかり検討していく必要がある。一般質問を1時間行ったあとに、代表質問を行う人がいれば2時間というような流れでよいのか。時間の割振りについて検討した上での話になると思う。

☆白川委員 そのことによってなぜ不公平感が生まれると捉えるのか。

☆清田委員 会派によって質問を行う人数が異なってくる。このことについて、どのようにしたらよいのか。こういうことを検討しないまま、選択制にしてよいのか疑問がある。いろいろな手法を考えたときに、所属議員が多い会派より人数が少ない会派のほうが、発言時間が多くなることも想定される。そういう細かいケースを考えたらうで、時間配分を検討していく必要がある。

☆白川委員 当初越谷刷新クラブは、3月定例会で一般質問を行えない場合、議員によっては次の質問の機会までに半年間空いてしまうことになり、発言権の観点から、一般質問に変えようと提案していた。しかし、当会派のように代表質問と一般質問の性質は異なり、代表質問は維持すべきであると考えている会派もいる。このようなことから、代表質問を行う会派、一般質問を行う会派と、それぞれの会派で選択できるようにしてはと再度提案していただいたと認識している。

★副委員長 選択制について様々な意見があった。また、日本共産党越谷市議団からは、選択制についてのメリットをお伺いしたいとの意見もあったため、賛成している会派についてはメリットを提示できるよう会派で再度意見を集約していただきたい。

☆松島委員 先ほど自由民主党越谷市議団からは、時間的な公平性を担保できないとの意見があったが、そうであれば、全員一般質問にしたほうが、公正性が一番確保できると思う。なお、当会派では代表質問と一般質問における性質の違いはないと認識している。また、選択制では代表質問をやるか一般質問をやるかは各会派で判断するため、そういった意味でも公平性は担保できていると考える。さらに、日程的にタイトという意見も出た。当市では、予算特別委員会を開催する関係で一般質問の日程（4日間）を確保できず、代表質問にしたという経緯があると伺ったが、近年は予算決算常任委員会にしたことにより、日程にゆとりが出ている。そのため、全会派が一般質問を選択したとしても最大4日間で収まると考えている。こういったことから、時間的にタイトであるということは

ないと考える。

★副委員長 今出た意見を含めて各会派に意見を持ち帰っていただきたい。本件については継続協議とすることでよい。なお、このあとの協議にも関係するが、本年度議会運営委員会の任期が満了することから、次回の協議では、次期の議会運営委員に申し送るかどうかを含めて、検討いただきたいと考えているため、そのことを含めて会派で協議していただきたい。

※ 委員全員異議なく、そのように決定された。

3 議会運営委員会の議会中継の実施について

★副委員長 本件については、議会運営委員会書記録のホームページ公開が開始されている一方で、議会中継については継続協議となっており、ホームページのアクセス件数を参考にしながら、協議を行うこととなっていた。11月分のアクセス件数は、12月定例会質疑日の会議で報告させていただいたが、今回12月分のアクセス件数の集計結果が出たため、事務局から報告させる。

★課 長 書記録のアクセス件数について、すでに11月は42件と報告させていただいたが、12月の集計がまとまり、アクセス件数は28件であったため報告する。

★副委員長 ただいま事務局に報告させたが、新たな意見等はあるか。

☆和泉田委員 議会運営委員会書記録の閲覧件数は2カ月連続で2桁台であり、他のコンテンツと比較すると極端に低い数字となっている。当初中継を公開することについて賛成と意見していたが、中継までを公開する必要はないと考える。また、録画中継を公開することがよいと意見していたが、書記録の閲覧件数から考えると書記録の公開だけで十分であると考えており、労力や費用をかけてまで公開することには疑問である。ライブ中継については誤解を招く可能性があり避けたほうがよいと考えている。録画中継にしても、公開する場合は編集等が必要になってくると考えており、どのように取舍選択するのか、誰の権限で行うのかなど課題がある。こういったことから、書記録の公開のみで十分であると考えている。

☆後藤委員 録画中継の実施を目標としながらも、当面は議会運営委員会書記録のアクセス件数の推移を見て検討していきたい。

☆白川委員 アクセス数は少ないが、そもそも議会に対する信頼が低いいため、極力オープンにしていくことがよいと考えている。しかも、議会運営委員会

では熟議を重ねつつ、他会派のことも尊重しながら物事を進めており、このことを市民に伝える必要がある。活字での公開はしているが、議論しているときの表情などを見て、人々は関心を寄せるわけである。万が一不測の事態が生じた場合は編集すればよいが、余程のことがない限り編集するような事象はないと考える。

★副委員長 ただいまアクセス件数について報告があったため、そのことを含めて各会派で再度検討いただきたい。また、ライブ中継、録画中継、いずれにしても職員や費用面の負担が生じるため、そのことも含めて検討いただきたいと考えている。

☆松島委員 アクセス件数が少ないという意見があったが、提案は、全てを公開していく必要があるという趣旨で出されているものと認識している。実際、本市議会では政務活動費についてもホームページ上に公開しているほか、本会議や委員会についても記録だけではなく動画で公開している。活字と動画では、入ってくる情報量が異なる。アクセス件数が少ないから公開しないということではなく、本市議会で実施していることは全て公開していくという意思を示すためにも公開していただきたい。また、編集についての話であるが、基本的に休憩中以外の編集は行うべきではないと考える。そうであれば編集の手間はそこまでかからないのではないかと考えている。アクセス数とかではなく、公開していく必要性について協議していただきたい。また、公開していく大きな理由の一つとして、本会議中に議事進行があり、そのことについて議会運営委員会で協議する場合、現状では何が問題で、どのような協議をしているのかが分からない。そういったことがメリットとして挙げられる。

☆白川委員 中継を実施する上での課題はあるか。

★課 長 議会運営委員会の中継を行う上では、いくつかの課題があると認識している。一つは場所についてである。中継設備は第1委員会室及び第2委員会室にしか整備されてなく、中継設備を使用して中継する場合、第3委員会室では対応ができない。また、人的配置について、中継を行う場合には、中継専用の職員として最低1人を配置する必要がある。さらに、編集についてであるが、現在実施している本会議や委員会の中継でよくある事象としては、音声途切れたりすることに伴う音声の編集である。中継にはマイクから直接入力される録音音声を使用しているが、

マイクの切替え等によっては、当該マイクに音声が入力されていないことがあるため、そういった場合は、予備の録音音声をつなぎ合わせて中継映像として仕上げている。そのほかの編集場面としては発言の取消しや休憩中の場合であり、これら以外の場面については編集を行っていない。また、編集作業については議会事務局の指示に基づき業者が行っているが、出来上がった映像については、事務局職員３人でそれぞれ映像の確認を行っている。確認の際は、映像を早送りにするなど、工夫しているが、おおよそ会議時間の２、３倍の時間が必要となるため、多くの時間を要している状況である。

☆白川委員 あくまでも正式な記録は会議録であり、議会中継はそれを補完するものに過ぎないため、音声が途切れたりした場合は「音声に乱れがあるため、音を拾えませんでした。正式な記録は会議録を参照してください」などのテロップを追加すればよい。事務局職員の追加的な配置が必要になることは確かであるが、他市議会でも実施していることであるし、議会運営委員会は委員会条例に位置づけられている会議体であることから、ほかの常任委員会と同様に、相応の体制を整えて中継を実施してほしい。

★副委員長 事務局から説明があった、中継を実施するうえでの課題を含めて、会派に持ち帰っていただきたい。本件については継続協議とすることによってよい。

※ 委員全員異議なく、そのように決定された。

◇ 次回の議会運営委員会の開催日程について

○ 休 憩（１０：２１） → 次回の協議日程について確認。

○ 開 議（１０：２２）

※ 議会運営等について、次回、告示日の２月１８日（火）午前９時３０分より協議することに決定された。

◇ その他

・ 執行部出席者について《課長説明》

お手元には「執行部座席表」を配付している。今臨時会での執行部の出席予定者については、議案との関係から、執行部座席表のとおり１３名の方が出席されとのことである。また、教育長が不在となることから教育長職務代理者が出席する旨の申入れがあった。なお、執行部席の移動はない。

・ 行政調査にかかる資料配付について

★副委員長 来週 1 月 22 日からの行政調査について、① J R 乗車券と②通知文、
③当日の集合場所、④行政調査行程表、⑤視察資料の 5 点を配付しているため、当日の持参をお願いしたい。

→ その他発言なし

※ 本会議への委員長報告については正副委員長に一任された。

○ 閉 会（10：23）